# クロロホルムとトリクロロエチレンの 作業環境評価基準が変わります

2009年4月

# クロロカーボン衛生協会

₹104-0033

東京都中央区新川1-4-1

住友不動産六甲ビル8階

電 話:03(3297)0321 FAX:03(3297)0316

URL: http://www.jahcs.org/ E-mail: y-yamamoto@jahcs.org

厚生労働省は、同省告示第195号(官報号外第67号 平成21年3月31日)で、労働安全衛生法第65条の2第2項の規定に基づき、作業環境評価基準(管理濃度)の一部を改正し、平成21年7月1日より適用する旨の告示をしました。

これにより、**クロロホルムの作業環境評価基準は3ppm(これまでは10ppm)に、またトリクロロエチレンのそれは10ppm(これまでは25ppm)**になりますので、ご注意ください。

平成21年7月1日以降は、作業環境測定を実施した場合、この値に基づいて作業環境測定結果の評価、結果の保存、評価の結果に基づく措置を実施するようお願い致します。

参考までにクロロカーボンの作業環境評価基準と日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の暴露限界値を対比して以下の表にまとめました。

クロロカーボン名	厚生労働省 作業環境評価基準(ppm)	日本産業衛生学会 許容濃度(ppm)	米国産業衛生専門家会議 暴露限界(ppm)
塩化メチレン	50	50	50
クロロホルム	<u>3</u>	3	10
トリクロロエチレン	10	25	10
テトラクロロエチレン	50	検討中	25

<sup>\*</sup>下線部分が平成21年7月1日より適用される値。他は変更なし。

ただし、厚生労働省の「作業評価基準の適用について」(昭63.9.16 基発605号)には、「管理濃度は測定値を 統計的に処理したものと対比すべきもので、個々の測定値と直接対比することはできず、個々の労働者の暴露濃 度と対比することを前提として設定されている暴露限界(日本産業衛生学会の「許容濃度」、米国産業衛生専門 家会議(ACGIH)の暴露限界(TLV-TWA)等)とは異なるものであること」と記されていることを念のため 付記します。

#### (参考 「有機溶剤中毒予防規則」より)

## 1. 作業環境測定

A測定(単位作業場所における環境大気中の平均的な状態を把握するための測定)とB測定(A測定の結果を評価するだけでは労働者の大きな暴露を見逃すおそれがあると考えられる作業が存在する場合に行う特定の場所の測定)とがあり、資料の採取方法及び分析方法は作業環境測定基準第13条に定められている。測定は6ヶ月以内に1回行わなければならない。

### 2. 測定結果の評価

測定を実施した事業者は、作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第1管理区分、第2管理区分又は第3管理区分に区分することにより、測定結果の評価をしなければならない。各区分は以下のそれぞれの状態をいう(より詳細には作業環境評価基準第2条を参照)。

管理区分	作 業 場 の 状 態		
第 1 管理区分	当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態		
第2管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態		
第3管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態		

<sup>\*</sup>中央労働災害防止協会発行 「新版 有機溶剤中毒予防規則の解説」 平成19年3月より

### 3. 記録の保存

測定結果の評価を行った事業者は、その都度、次の事項を記録して、3年間保存しなければならない。

- ① 評価日時
- ② 測定方法
- ③ 評価箇所
- ④ 測定条件

- ⑤ 評価結果
- ⑥ 評価を実施した者の氏名
- ⑦ 測定結果に基づいて当該有機溶剤による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、 当該措置の概要

(塩化メチレン、クロロホルム、テトラクロロエチレンは、「健康障害を防止するための指針」により30年間保存するよう努めることとされている。トリクロロエチレンには指針はないが、自主的に30年間保存するのが望ましい。)

### 4. 評価に基づく措置

事業者は、第3管理区分に区分された場所について、直ちに施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、作業環境を改善するために必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分か第2管理区分となるようにしなければならない。

その措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該有機溶剤の濃度を測定し、評価を行わなければならない。 また、作業者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため 必要な措置を講じなければならない。

クロロカーボン衛生協会では、他の溶剤には置き換え難い特徴を有する塩素系有機溶剤を末永くご愛用いただくために、各種法規制に則った適正な使用と管理方法の普及、ひいては環境汚染の防止を積極的に推進しています。

The state of the s

#### クロロカーボン衛生協会会員名簿

種類	会社·団体名	種類	会社·団体名
旭硝子株式会社 関東電化工業株式会社 正会員 信越化学工業株式会社 東亞合成株式会社 株式会社トクヤマ	旭硝子株式会社	準 会 員	ダウ・ケミカル日本株式会社
	TO POLICE THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE P	特別会員	日本特殊化学工業株式会社
	東亞合成株式会社	賛助会員	株式会社ガステック 光明理化学工業株式会社 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会